

令和 5 年度税制改正速報 ～贈与税の改正の概要～

はじめに

令和 5 年度の税制改正大綱が、令和 4 年 12 月 16 日に自由民主党から公表されました。注目されていた贈与税の改正のうち、暦年贈与については生前贈与加算の対象期間を延長するなど小幅な内容となっています。一方、相続時精算課税については、使い易くするための改正が行われることになりました。また、教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、一定の見直しを図り適用期限を延長することとされました。

そこで、これらの贈与税の改正の概要について、自由民主党の税制調査会の資料などを基に、簡潔に解説することとします。

1. 相続時精算課税贈与改正の概要

相続時精算課税贈与については、以下のように改正されることとされました。

	現行制度	改正案
贈与者	父母又は祖父母等	同左
選択することができる者	贈与をした者の推定相続人（直系卑属である者のうち 18 歳以上であるもの）	同左
相続財産に加算される財産	相続時精算課税により取得した財産すべてについて、贈与により取得した財産の価額を加算	相続時精算課税により取得した財産（毎年 110 万円以下の贈与金額を除く）について、贈与により取得した財産の価額を加算
特別控除	特定贈与者ごとの贈与税の課税価格から 2,500 万円（既にこの控除を受けている場合には残額）を控除	同左

贈与税の税率	特別控除後の課税価格に 20%の比例税率を乗じて計算する	同左
被災不動産の評価	—	土地・建物が、災害により一定以上の被害を受けた場合は、相続時に再計算（被害を受けた部分に相当する額を控除する）される
改正法施行時期	—	令和6年1月1日以後の贈与から

### 相続時精算課税（暦年課税との選択制）

○ 贈与時に、軽減・簡素化された贈与税を納付（累積贈与額2,500万円までは非課税、2,500万円を超えた部分に一律20%課税）。

※ 暦年課税のような基礎控除は無し。

※ **財産の評価は贈与時点での時価で固定。**

○ 相続時には、累積贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除・還付）。

**・土地・建物が災害で一定以上の被害を受けた場合は相続時に再計算**

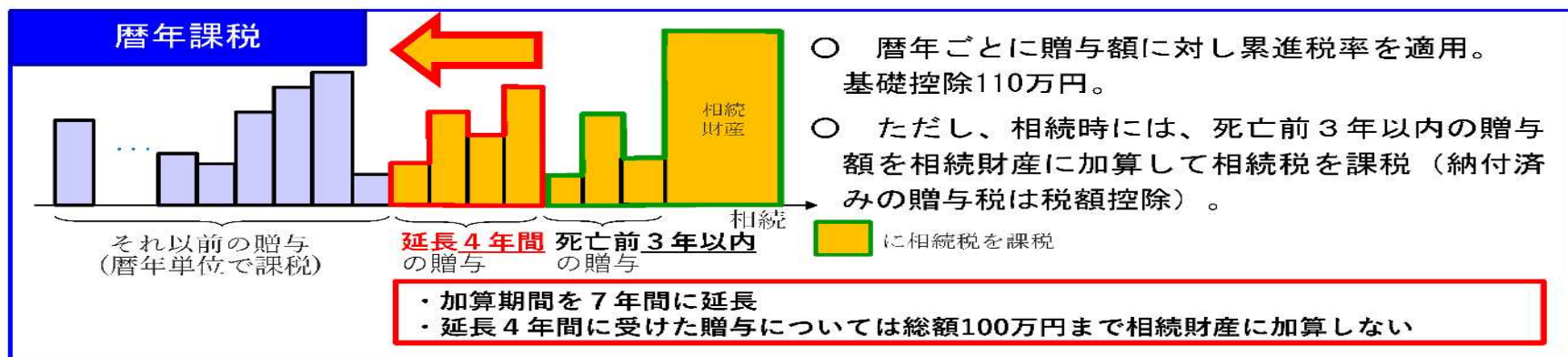
**・毎年、110万円まで課税しない（暦年課税の基礎控除とは別途措置）**

（出典：自民税制調査会配布資料）

## 2. 暦年贈与課税改正の概要

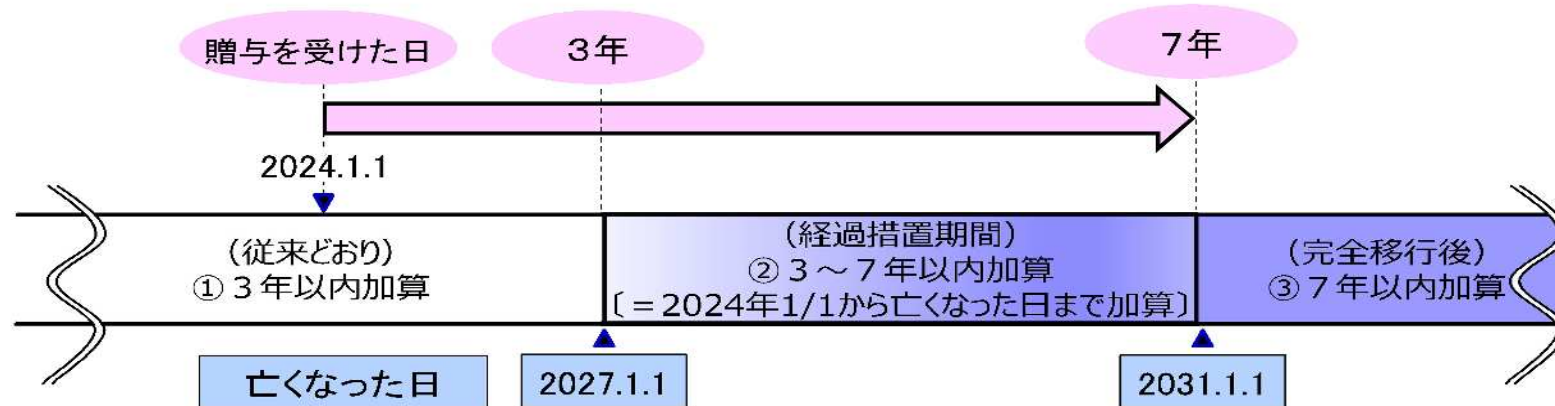
暦年贈与については、以下のように改正されることとされました。

	現行制度	改正案
生前贈与加算の対象者	相続又は遺贈により財産を取得した者	同左
加算の対象期間	相続開始前3年以内の被相続人からの贈与	相続開始前7年以内の被相続人からの贈与
加算される金額	贈与により取得した財産の価額を加算	贈与により取得した財産の価額を加算する。 ただし、延長された4年間に受けた贈与については、総額100万円まで相続財産に加算しない。
贈与税額控除	課された贈与税は相続税から控除されるが、控除しきれない贈与税額は切捨てされる。	同左
2割加算対象者	被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者	同左
基礎控除額	課税価格から110万円を控除する	同左
遡及適用	—	令和5年12月31日までの贈与については従前どおり
改正法施行時期	—	令和6年1月1日以後の贈与から



## 相続前贈与の加算期間の見直しに伴う経過措置のイメージ

- **2024(R6)年1月1日以降に受けた贈与**について、**相続前贈与の加算期間の延長を適用**する。  
⇒ 相続前贈与の加算期間は、3年後の2027(R9)年1月1日から、順次延長されることとなる。



【①の例】 2026年7/1に亡くなった場合、相続前贈与の加算の対象は、2023年7/1以降に受けた贈与（＝3年間）

【②の例】 2028年1/1に亡くなった場合、相続前贈与の加算の対象は、2024年1/1以降に受けた贈与（＝4年間）

【③の例】 2031年7/1に亡くなった場合、相続前贈与の加算の対象は、2024年7/1以降に受けた贈与（＝7年間）

（出典：自民税制調査会配布資料）

### 3. 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の改正

教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度については、以下のように改正されることとされました。

	現行制度	改正案
適用期限	平成 25 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで	適用期限を 3 年（令和 8 年 3 月 31 日まで）延長
受贈者の要件	30 歳未満の者（平成 31 年 4 月 1 日以後の贈与の場合、前年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が 1,000 万円を超える者を除く）。	同左
贈与者	受贈者の直系尊属	同左
教育資金の範囲	（1）学校等に対して直接支払われる次のような金銭 ① 入学金、授業料、入園料、保育料など ② 学用品の購入費、修学旅行費や学校給食費など （2）学校等以外の者に対して直接支払われる学習塾や水泳教室など直接支払われるもの	同左 都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等を加える。
非課税贈与の限度額	1,500 万円	同左
贈与者が死亡した場合	原則として管理残額を贈与者から相続等により取得したものとみなす。ただし、贈与者の死亡日において受贈者が 23 歳未満である場合などを除く。	契約期間中に贈与者が死亡した際、当該贈与者に係る相続税の課税価格の合計（小規模宅地等の特例適用後の遺産総額）が 5 億円を超える場合には、受贈者の年齢等に関わらず、残高を相続財産に加算する。
契約終了時の課税	管理残額等に対して贈与税（特例税率による）が課される	管理残額等に対して贈与税（本則税率による）が課される
改正法施行日	—	令和 5 年 4 月 1 日以後の贈与から

#### 4. 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の改正

結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置については、以下のように改正されることとされました。

	現行制度	改正案
適用期限	平成 27 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで	適用期限を 2 年（令和 7 年 3 月 31 日まで）延長する
受贈者の要件	18 歳以上 50 歳未満の者（平成 31 年 4 月 1 日以後の贈与の場合、前年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が 1,000 万円を超える者を除く）。	同左
贈与者	受贈者の直系尊属	同左
非課税贈与の限度額	1,000 万円	同左
贈与者が死亡した場合	管理残額を、贈与者から相続等により取得したものとみなす。	同左
契約終了時の課税	管理残額等に対して贈与税（特例税率による）が課される	管理残額等に対して贈与税（本則税率による）が課される
改正法施行日	—	令和 5 年 4 月 1 日以後の贈与から

（文責：山本和義）